

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由等
<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第 2 条 給与規程第 25 条第 3 項の理事長が定める勤務は、同条第 1 項の勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合の勤務とし、同条第 3 項第 1 号の理事長が別に定める額は、別に定める場合を除き、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の管理職手当に関する規程（以下「管理職手当規程」という。）別表第 1 に掲げる職を占める職員 管理職手当規程別表第 1 の職欄の区分に対応する同表の区分欄に掲げる区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 1 種 1 万 2,000 円</p> <p>イ 2 種 1 万 1,000 円</p> <p>ウ 3 種 1 万円</p> <p>エ 4 種 <u>8,500 円</u></p> <p>(削除)</p> <p>(2) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則（以下「任期付職員就業規則」という。）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（次条において「<u>特定任期付職員</u>」という。）次に掲げる当該職員が受ける任期付職員就業規則第 10 条第 1 項の給料表の号給又は同条第 3 項（<u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程（以下「育児休業規程」という。）第 29 条（育児休業規程第 33 条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u>）以下この号及び次号並びに次条第 1 項第 3 号及び第 4 号において同じ。）の規定による給料月額に応じ、次に定める額</p> <p>ア 6 号給及び 7 号給並びに任期付職員就業規則第 10 条第 3 項の規定による給料月額 1 万 2,000 円</p> <p>イ 5 号給 1 万円</p> <p>ウ 2 号給から 4 号給まで <u>8,500 円</u></p> <p>エ 1 号給 <u>7,000 円</u></p> <p>(3) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付研究員に関する就業規則（以下「任期付研究員就業規則」という。）第 3 条第 1 号の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員就業規則第 7 条第 1 項の給料表の号給又は同条第 4 項（<u>育児休業規程第 29 条（育児休業規程第 33 条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u>）の規定による給料月額に応じ、次に定める額</p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第 2 条 給与規程第 25 条第 3 項第 1 号の理事長が別に定める額は、別に定める場合を除き、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の管理職手当に関する規程（以下「管理職手当規程」という。）別表第 1 に掲げる職を占める職員 管理職手当規程別表 第 1 の職欄の区分に対応する同表の区分欄に掲げる区分に応じ、次に定める額とする。</p> <p>ア 1 種 1 万 2,000 円</p> <p>イ 2 種 1 万 1,000 円</p> <p>ウ 3 種 1 万円</p> <p>エ 4 種 <u>8,000 円</u></p> <p>オ <u>6 種 6,000 円</u></p> <p>(2) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則（以下「任期付職員就業規則」という。）により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員就業規則第 10 条第 1 項の給料表の号給又は給料月額に応じ、次に定める額とする。</p> <p>ア 6 号給及び 7 号給並びに任期付職員就業規則第 10 条第 3 項（<u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程（以下「育児休業規程」という。）第 29 条（育児休業規程第 33 条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u>）の規定による給料月額 1 万 2,000 円</p> <p>イ 5 号給 1 万円</p> <p>ウ 2 号給から 4 号給まで <u>8,000 円</u></p> <p>エ 1 号給 <u>6,000 円</u></p> <p>(3) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付研究員に関する就業規則（以下「任期付研究員就業規則」という。）第 3 条第 1 号の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員就業規則第 7 条第 1 項の給料表の号給又は給料月額に応じ、次に定める額とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 手当の支給対象、支給額の見直しに係る改正 • その他所要の改正

新	旧	改正理由等
<p>ア 6号給及び任期付研究員就業規則第7条第4項の規定による給料月額 1万2,000円</p> <p>イ 4号給及び5号給 1万円</p> <p>ウ 2号給及び3号給 <u>8,500円</u></p> <p>エ 1号給 <u>7,000円</u></p> <p><u>(4) 再雇用職員等（地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則第3条に規定する再雇用職員等をいう。以下同じ）及び定年前再雇用短時間勤務職員（地方独立行政法人神奈川県立病院機構定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則第3条に規定する定年前再雇用短時間勤務職員をいう。以下同じ）である管理職手当受給者 管理職手当規程別表第1の職欄の区分に対応する同表の区分欄に掲げる区分に応じ、次に定める額</u></p> <p>ア 1種 <u>1万1,000円</u></p> <p>イ 2種 <u>1万円</u></p> <p>ウ 3種 <u>9,000円</u></p> <p>エ 4種 <u>7,500円</u></p> <p>(削除)</p> <p>第2条の2 <u>給与規程第25条第3項第2号の理事長が別に定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号の定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 管理職手当規程別表第1に掲げる職を占める職員 管理職手当規程別表第1の職欄の区分に対応する同表の区分欄に掲げる区分に応じ、次に定める額</u></p> <p>ア 1種 <u>6,000円</u></p> <p>イ 2種 <u>5,500円</u></p> <p>ウ 3種 <u>5,000円</u></p> <p>エ 4種 <u>4,300円</u></p> <p><u>(2) 再雇用職員等及び定年前再雇用短時間勤務職員である管理職手当受給者 管理職手当規程別表第1の職欄の区分に対応する同表の区分欄に掲げる区分に応じ、次に定める額</u></p> <p>ア 1種 <u>5,500円</u></p> <p>イ 2種 <u>5,000円</u></p> <p>ウ 3種 <u>4,500円</u></p> <p>エ 4種 <u>3,800円</u></p> <p><u>(3) 特定任期付職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員就業規則第10条第1項の給料表の号給又は同条第3項の規定による給料月額に応じ、次に定める額</u></p> <p>ア <u>6号給及び7号給並びに任期付職員就業規則第10条第3項の規</u></p>	<p>ア 6号給及び任期付研究員就業規則第7条第4項 <u>(育児休業規程第29条(育児休業規程第33条において準用する場合を含む。))</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による給料月額 1万2,000円</p> <p>イ 4号給及び5号給 1万円</p> <p>ウ 2号給及び3号給 <u>8,000円</u></p> <p>エ 1号給 <u>6,000円</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>2 給与規程第25条第3項 第1号ただし書の理事長が別に定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</u></p> <p>第2条の2 <u>給与規程第25条第3項第2号の理事長が別に定める額は、次の各号に掲げる管理職手当規程別表第1に掲げる職を占める職員に係る職欄の区分に対応する同表の区分欄に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 1種 6,000円</p> <p>(2) 2種 5,500円</p> <p>(3) 3種 5,000円</p> <p>(4) 4種 4,000円</p> <p>(5) 6種 3,000円</p>	

新	旧	改正理由等
<p>定による給料月額 6,000 円</p> <p>イ 5号給 5,000 円</p> <p>ウ 2号給から4号給まで 4,300 円</p> <p>エ 1号給 3,500 円</p> <p>(4) 任期付研究員就業規則第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員就業規則第7条第1項の給料表の号給又は同条第4項の規定による給料月額に <u>じ、次に定める額</u></p> <p>ア 6号給及び任期付研究員就業規則第7条第4項の規定による給料月額 6,000 円</p> <p>イ 4号給及び5号給 5,000 円</p> <p>ウ 2号給及び3号給 4,300 円</p> <p>エ 1号給 3,500 円</p> <p>2 <u>次に掲げる場合には、給与規程第25条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第2項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。</u></p> <p>(1) <u>給与規程第25条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合</u></p> <p>(2) <u>給与規程第25条第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この規程は、令和7年4月1日から施行する</u></p>	<p>2 <u>給与規程第25条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした職員には、同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	